

放送法と政権

# 不当な新解釈撤回せよ



中立的立場を取る「政治的公平」を唱和したが、憲法の解釈を歴史主義で統一化するに失敗した。その結果を示す統治者の選挙権は、改めて議院選挙法が示した。放逐政敵への報復は政治小人で、不肖の新解釈は撤回すべきだ。

は表現の自由、製造の自由を奪ひる  
るような法解釈に変更されたの  
か。今月、立憲民主党的小西洋之  
衆院議員が公表した内部文書が  
その経緯をよく説いていた。  
「四年から五年にかけての官  
邸と総務省とのやりとりだ。ある  
特定の組織を問題視し、首相補佐  
官らによる調査課題が主導的に総  
務省に解説検討を要請した。同様  
の出発の御内閣秘書監視室は「スパイ  
ト」も隠匿するため、御内閣秘書監  
視室からその要請が出来たが、安  
倍氏は總務省に回譯したいといつて、  
高橋由也小西田の文書が「問題  
だ」と断定したが、総務省の行政  
文書などに示現した。文脈的には總  
務省と緊密につながる流れが必ず  
理解である。内閣法制度を踏ま  
極力に総合のところ法解釈がなされ  
たところが、西田が指摘した「法  
をねじ曲げた新解釈」といふ。  
国会には総務氏を詣で陥落」  
真相を説明すべき責任がある。

る「政治的公平」について、「国民的  
で「新規制」を指示」、経済もむ  
統一目標」としたからだ。翌年には  
高市氏が政治的公平をなく披露され  
繰り返され、「競争禁止」をはじ  
め可燃性にちりとしで、「  
選舉の自由ある世界の国々へ  
は、政府規制や政策批判の禁物

「いいの構成じや、構成な構成。  
政治的立場を離脱してこの人が認  
められはん」と、『新解説』が放  
送現場を支配してくる。

論說

2023-3-9